

正副議長記者会見について（報告）

1 大阪・関西万博 特別仕様ナンバープレートについて

- 12月14日に正副議長公用車に2025年国際博覧会（大阪・関西万博）を記念した図柄入りナンバープレートに変更した。
- 特別仕様ナンバープレートは、多くの方々に大阪・関西万博を身近に感じてもらい、万博開催に向けた機運の醸成を図ることを目的としており、2025年12月26日までの期間限定で、国土交通省より、全国の希望者に交付しているものである。
- 万博開催まで2年半を切ったが、大阪・関西万博成功のため、堺市議会としても、できることから取り組んでいく。

2 定例会の総括について

- 今期定例会は11月28日から本日12月20日までの23日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計44件を可決した。
議員提出議案について、条例は「堺市議会個人情報の保護に関する条例」を可決し、意見書は「帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書」等計3件を可決した。
したがって、今期定例会で可決した議案数は全部で48件である。

【（1）堺市個人情報の保護に関する法律施行条例】

- 今般、民間・国・地方公共団体における個人情報の取扱いの一元化を目的に個人情報保護制度が見直しされたことを受け、令和5年4月1日に新個人情報保護法が全面施行される。これにより、実施機関である各地方公共団体及び議会において、新法に対応する条例を制定する必要がある。
- 市長からは「堺市個人情報の保護に関する法律施行条例」が提案され、議会においては、「堺市議会個人情報の保護に関する条例」を提案したものである。
- 本条例は、新法の施行条例であり、地方公共団体の個人情報保護制度について、新法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることとなり、現行条例の個人情報保護水準を維持し、全部改正を行うものである。
- 本件は、12月14日の総務財政委員会の審査を経て、20日の本会議において可決された。

【（2）令和4年度堺市一般会計補正予算（第7号、第9号）】

- 第7号の補正予算は、主に物価高騰対策や新型コロナウイルス感染症対策として、
 - ・水道料金の減額や学校給食の無償化の延長
 - ・高齢者施設や保育施設等への物価高騰対応支援金の支給

・新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保

である。

- 第9号の補正予算については、妊娠・出産された方に対し、妊娠期から出産・子育て期まで伴走型相談支援を実施するとともに、経済的負担を支援するため、妊娠届出時及び出生届出後に各5万円を支給するものである。
- 本件は、20日の本会議において、それぞれ可決された。

【(3) 堺市立男女共同参画センターに係る行政財産目的外使用不許可決定処分に対する審査請求の裁決について】

- 本件は、堺市長が行った堺市男女共同参画センターに係る行政財産目的外使用不許可決定処分に対する審査請求に対し、審査請求を棄却する裁決をすることについて、地方自治法第238条の7第2項の規定に基づき議会に諮問されたものである。
- 本件は、本会議や、12月12日の市民人権委員会において議論を重ね、20日の本会議において、棄却裁決が相当である旨を答申することに決定した。
- また、本件を市民人権委員会で棄却裁決が相当とすることを決定した際、本件に対する付帯決議として、以下①②について求める内容の決議が起立多数で可決された。
 - ① 堺市長は、審査請求人であり、かつ堺の市民団体である堺市女性団体協議会に対して、丁寧かつ十分な説明責任を果たすこと
 - ② 堺市長は、審査請求人であり、かつ堺の市民団体である堺市女性団体協議会とは、これまで長年にわたり構築してきた信頼関係を損なうことなく、その姿勢を維持すること

【(4) 議員提出議案について】

「堺市議会個人情報の保護に関する条例」

- 本条例は、新個人情報保護法が令和5年4月1日から施行され、新法では地方公共団体の個人情報保護制度について、法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることとなる。ただし、地方議会はこの共通ルールの適用対象外とされたため、独自の個人情報保護制度を設ける必要があるものである。
- 議会においては、議会事務局が保有する個人情報等を対象として、新法の内容を網羅する条例の制定が必要となったことから、本市議会においては、市長が今回提案された条例における個人情報保護水準との整合性を図り、個人情報の取扱いに差異が生じない内容としたものである。
- 本市議会において、個人情報の事務の適正かつ円滑な運用を図り、個人の権利利益の保護に努めていく。
- 本条例は、12月14日の総務財政委員会において審査を行い、20日の本会議において可決された。

「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」

- 本条例は、大阪維新の会堺市議会議員団から提案されたもので、令和2年国勢調査の結果による人口に基づき、各選挙区における一票の格差を是正するため、議員定数を48人から47人に変更するものであり、堺区において選出する議員数を1人削減し8人とするものである。
- 本条例は、12月14日の総務財政委員会において審査を行い、20日の本会議において、否決された。

【(5) 全会一致の意見書について】

- 可決した3件の意見書のうち、全会一致で可決されたものは、「带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書」「知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書」の計2件である。

3. 議会報告会を終えて

- 9月30日の正副議長・議運正副委員長記者会見においてご案内した議会報告会を、11月13日(火)に開催し、無事、終わることができたので、皆様にご報告させていただく。
- 今年度は、「中学生みらい議会」と銘打ち、主に堺市内在住・在学の中学生を中心に、中学生35名、中学生以外の方1名の、計36名の方にご参加いただいた。
お忙しい中、ご参加いただき感謝申し上げたい。積極的に様々な意見を出していただいたおかげで、とても有意義な時間を過ごすことができた。
- 第1部では、議員から、議会の仕組みの紹介や、審議報告を行うとともに、参加者からの質問に答えた。
第2部では、参加者と議員が12のテーブルに分かれて、自由に意見交換を行った。
- 参加者からは、「クラブ活動」や「中学校給食」、「学校ICTの活用」、「エアコンやトイレ等の学校施設」など、多岐のテーマにわたり率直な考えやたくさんの意見・要望を聴かせていただき、意見交換を行った。
- 「中学生みらい議会」の内容については、堺市議会のホームページに開催結果報告を掲載しているので、詳細はそちらをご覧願いたい。
- いただいた意見等をもとに、今期定例会において、本会議や委員会では、議員がさまざまな質問や要望を行った。貴重なご意見等を市政に反映させるため、今後も引き続き、議会において議論を重ねるとともに、議会報告会がより良い市民参加の場となるよう努めてまいりたい。

4 記者からの質問に答えて

Q 中学生みらい議会について、議長、副議長、個人的な感想などあれば。

A (議長)

今回、中学生みらい議会ということで議会報告を行ったが、選挙権、いわゆる投票権が18歳まで下がり、中学生の方も卒業するときには15歳で、あと3年すれば選挙権を得ることになる。そういったことを考えると、今のうちからできるだけ、いわゆる行政や政治、また身近な市議会のことを知ってもらうということは、今後の政治参加に際して、非常に役に立つのではないかという意義もあると思っている。

また、やはり中学生となると、私達とは全然違う世代になる。私達の子どもや孫に相当するような世代なので、我々にはない新しい斬新な意見や発想も聞かせてもらえると非常に刺激を受ける、そういう意味では本当に良かったなという感想を今持っている。

A (副議長)

議長もおっしゃられたように大変意義のあるものだったと思っている。中学生の学生たちが議員とともに、ディスカッションの場を開くというのは今回初めての試みであり、中学生世代の考えを直接議員にぶつけられるというのは、あまりない機会なので、本当にいろいろな議論があったというふうにも聞いており、私もその場において、こういう意見があるんだと感じた。

そして特に笑顔を持って、楽しく話をできたというのは非常に意義があり、参加者からも、議員は敷居が高く、かなり年上の人であるのでは、というような構えた部分もあったかもしれないが、そういった垣根を越えて話し合いができた機会というものは非常に良かったと思う。

ただ、まだなかなか学校の授業として、選挙というものが教えられてない部分も多々あるということも感じており、今後こういった機会をつくっていくかどうかというのは議会の中でまた考えていくことではあるかとは思っている。

Q 学校ではまだまだ教えられていないというのは、今回のみらい議会で感じられたことか、それとも、元々のお考えか。

A (副議長)

選挙制度というものは中学生の段階から教えてはいるが、やはり高校生ぐらいにならないと、実感としてはわからない部分もあるのかなというふうに、前々から感じている。

Q 現時点で、次の開催など具体的な予定は。

A (議長)

議会としての年間行事については、ある程度、過去からの事例があるので、そういう意味では、来年もまた11月ぐらいの時期になろうかと思う。

Q 中学生みらい議会のようなものを、また来年も実施されるのか。

A (議長)

まず議会報告会が11月頃になるということで、その中身については議会運営委員会で具体的に議論されているので、そういったところで、今回のこともふまえて、どうしていくかということが決まっていくかと思う。

Q 議員の中には、また同じように中学生を呼んで、というようなお話も出ているのか。

A (議長)

次についてはまだそこまでの話は出ていない。

Q 議員定数削減について、どういふお考えをお持ちなのかお聞かせ願ひたい。

A (議長)

前回の記者会見でも申し上げた通り、定数というものが幾らであるのか、ふさわしいのかという、ここの議論を深めていかないといけないという前提がやはりまずあるかと思う。

その上でどうするのか、というところで、「定数を減らす」という主張もあれば、「多くの民意を拾うためには、もっと定数を増やして議員数を多くする方がいい」という意見もあり、なかなか、いわゆる定数に関する議論がまだ一本化されていないというのが現実だと思っており、そこをどうするか、これからまだまだ課題であるという認識である。

A (副議長)

私も議会の議論としては、議長がおっしゃったことが全てだと思ふ。

ただ、私の個人の意見としては、やはり人口減少社会になればなるほど、定数という議論も煮詰めていかなくてはならない部分ではあるかと思う。今回は定数に関する議論はあったが、そもそも定数が幾つがいいのかということについては、各党派も含めて、議論をより煮詰めていき、適正な人数というものを考えていかねばならないかと思ふが、増やすという議論には、なかなか得ないのではないかと感じている。

Q コストとの関係になってくるかと思ふが、増やす場合には、総議員にかかるコストは一定にする、つまり一議員に対してかかる歳費も含めて抑えていくという議論と並行してやらないかと思ふが、そういう議論にまでもなっていないか。

A (議長)

はい。

Q その一方でコストという面では、市長選挙が4月にせず6月になったことについて、いかがお考えか。

A (議長)

選挙管理委員会の方で様々な状況をふまえて議論をされて決定された、結論を出されたということと私は思っている。議会として、全体としての議論にはなっていないので、選挙管理委員会の結論を尊重したいと思ふ。

A (副議長)

市長選挙については、議会としては議論が出ていないので、議会としての意見というのは分かりかねる。

ただ、あくまで個人的な印象としては、非常に残念な結果だと思っている。国で特例法が認められ、法律では同日に選挙が行われるという現状であった中、様々なデメリットと言われていた部分に関して、準備をしなければならない部分としては、クリアできることがわかっていたにもかかわらず、そして費用の面においても削減できることや、投票率の向上により、より広い民意が拾えるということが多くの選挙結果から見えている中、できなかったということについては非常に残念に思っている。

Q ナンバープレートを先日変えられたということだが、来年10月には堺のご当地プレートができるが、その時には堺のものに変えられるのか。

A (議長)

そういうことも考えたが、万博（の開催まで）はあと2年少しであり、（万博のナンバープレートの交付は）期間限定であるので、そこまでは今のプレートで、その後堺のプレートに、というような流れになっていくのではということで、途中で変えることは、今のところ考えていない。

Q 万博が終わるまでは万博のものをつけて万博を盛り上げて、それが終わったら堺のご当地のものを、というのが今のお考えということか。

A (議長)

はい。

Q 意見書の中で知的障害者の対応拡充を求める意見書があると思うが、堺の方ではこういった対応をされているのか。

A (議長)

全国的、日本全体としては、身体障害者や精神障害者は、ある程度法律の中で、きちりとした形で制度が整備されているが、知的障害者については、療育手帳のことなど、都道府県に任されている部分がある。その点を、身体・精神の障害者の方たちの制度と同様な形で、やはり国でしっかりと制度の整備を、法整備をしてほしいという意見書であり、堺としても、当然公共団体としての事務を担っており、国の今のありようと同じような形になっているので、その点については、やはりまず国の方からということで、意見書という形で可決されたと思っている。

Q 独自の条例のようなものがある、もしくは策定するというお話があるわけではないと。

A (議長)

まだそこまで（の議論）には至っていない。